

平成22年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、平成22年度から保険料率が変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、平成21年度と同じ割合で継続されます。改定後の保険料率に基づく保険料額は、平成22年7月中旬頃みなさまに通知する予定です。

後期高齢者医療保険料の内訳

$$\text{保険料額} = \text{均等割額} + \text{所得割額 (所得 所得割率)}$$

均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です

所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です

●保険料率が変わります

平成21年度まで		平成22年度から	
均等割額	38,426円	均等割額	38,925円
所得割率	7.12%	所得割率	7.18%

●均等割額の軽減措置 (軽減割合は変更ありません)

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	均等割合	均等割額 平成21年度まで	均等割額 平成22年度から
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,700円	5,800円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,800円	3,800円
基礎控除額(330,000円)+245,000円×被保険者の数(世帯主である被保険者を除く)	5割	19,200円	19,400円
基礎控除額(330,000円)+305,000円×被保険者の数	2割	30,700円	31,100円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9割	3,800円	3,800円

●所得割額の軽減措置 (軽減割合は変更ありません)

被保険者本人の総所得金額等 (基礎控除後)	軽減割合
58万円以下(年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

保険料の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。今回の保険料率改定では、医療費の増加等の要因により、みなさまに納めていただく保険料も引き上げられることになりました。算定の経緯については広域連合のホームページで紹介しています。

■広域連合ホームページ → <http://www.akita-kouiki.jp/>

☎ 秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎018-853-7155
 北秋田市総合窓口課国保年金班 ☎62-1118 または各総合窓口センター

お知らせ

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます

平成22年度固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。
 期間 4月1日～5月31日
 (土日祝祭日を除く)

時間 8時30分～17時15分
 場所 税務課、各庁舎総合窓口センター1
 対象 市内に所在する土地、家屋を有する固定資産税の納税義務者及び納税管理人、またはその代理人

必要な物 印鑑、本人と確認できるもの、代理人の場合は委任状
 ☎ 税務課資産税班 ☎62-1117

閉店のお知らせ

米内沢病院の売店は、平成22年3月31日に閉店しました。
 ご利用ありがとうございました。

☎ 公立米内沢総合病院仁風会 ☎72-4501

北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定に関する公表

指定管理施設名称 ▼北秋田市国民宿舎森吉山荘(北秋田市森吉字湯ノ岱14番地) ▼北秋田市クウインズ森吉(北秋田市小又字堂ノ下21番地2) ▼北秋田市太湖グリーンハウス(北秋田市森吉字桐内沢外30国国有林10

国民年金からのお知らせ

平成22年度の保険料は1万5100円(月額)

国民年金保険料は月額(定額)1万5100円、付加保険料は月額400円です。
 ※「口座振替」や「クレジットカード」での納付は納め忘れなく便利でお得です。

学生納付特例制度

学生については、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。
 ※手続きには、年金手帳と学生証または在学証明書、印鑑を持参して下さい
 ※学生納付特例期間については、10年以内(例えば、平成21年4月分は平成31年4月末まで)であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。

◎平成21年度の学生納付特例の受付は、平成22年4月末日です。申請されていない方はお急ぎください。

どうしても国民年金保険料を納められないとき

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態でも、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
 ※手続きは年金手帳または基礎年金番号通知書など年金番号がわかるもの、印鑑を持参してください

※退職(失業)した方が申請を行うときは、退職(失業)したことを確認できる書類として雇用保険受給資格証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください

☎ 総合窓口課国保年金班 ☎62-1118
 または各総合窓口センター